



CONTENTS

- 2▶3 佐賀市乳幼児医療費助成制度が改正されます
- 4▶5 平成18年度個人の市・県民税は？
- 6▶7 国民健康保険税の納付が始まります
- 8 「エスプラッツ」に関するアンケート結果をお知らせします
- 9 佐賀市職員（専門職）採用試験
- 10▶15 おしらせ
- 18 梅雨に備えて～災害から身を守るために～
- 19 平成18年度市民活動啓発委託事業を募集します
- 20 「トンボ王国・さが」第17回トンボ写真コンクール
- 22▶24 ほけんのページ
- 25 市立の小学校でフッ素洗口が始まります
- 26▶27 こどものページ
- 28 水道フェア2006開催
- 30▶31 お出かけ旬の情報（富士町）
- 32▶33 イベント情報

下合瀬の大カツラ

佐賀市富士町下合瀬の大カツラは、昭和37年に国の天然記念物に指定された名木です。

樹齢1000年と推定され、根回り20メートル、本株から直径1メートルの支木が25本も群生する全国でも珍しい巨木です。

これから夏に向けて、新緑の美しさと古木の風情が調和して、幻想的な風景をつくり出しています。

この冊子は1部当たり約44円で作成しています。
(ただし人件費など間接経費は含まれていません)

2100
古紙配合100%再生紙を使用しています。

PRINTED WITH
SOYINK™
この印刷物は大豆油インキを使用しています。

佐賀市乳幼児医療費助成制度が 改正されます!!

助成対象者が拡大されます

す
歯科保険診療（歯科以外は対象外）のみ、平成18年6月診療分から小学校就学前までに拡大されます。

拡大分は助成方法が変わります

今回対象者を小学校就学前まで拡大した歯科診療分については、いったん医療機関の窓口で保険診療の一部負担金（3割）をお支払いいただき、市の窓口で助成申請書を提出してください。

後日1医療機関1カ月あたり300円を控除した金額を助成します。（口座振込にて助成）
3歳誕生月までの方はこれまで通り医療機関の窓口で1カ月あたり300円負担で変更ありません。

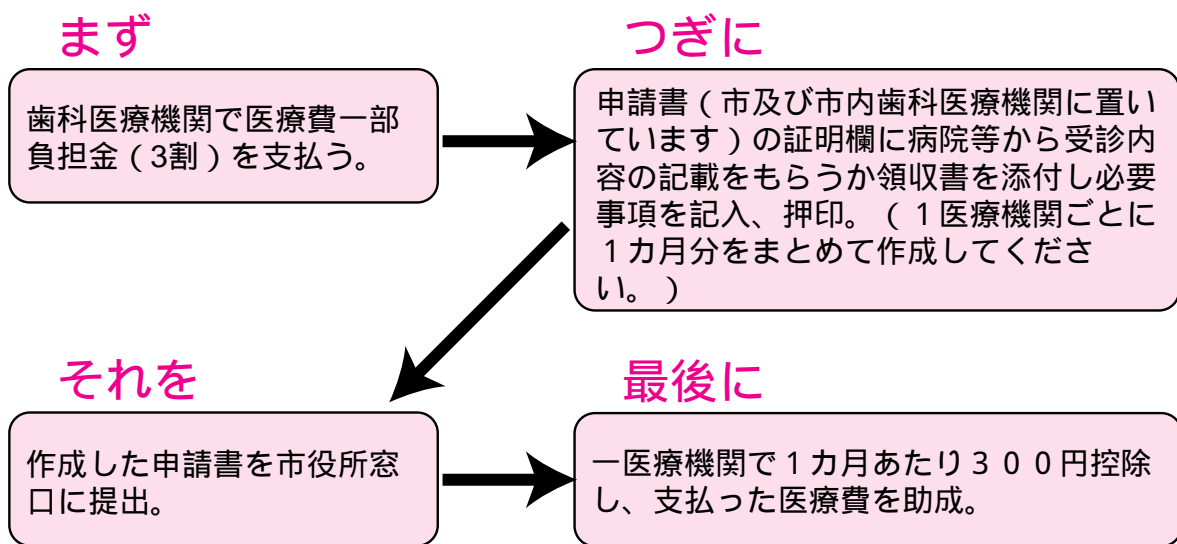
申請方法は
申請の際は
印鑑（認印）
お子様の健康保険証
保護者の方の通帳

医療機関等から診療総点数等の記載証明をもらった助成申請書（市及び市内歯科医療機関に置いています）かお子様のお名前、診療総点数、診療月、金額、医療機関の領収印が明記された領収書をお持ちください。（詳しくはお問い合わせください）
ひとり親家庭等医療費助成、重度心身障害者医療費助成の受給資格をお持ちの方は、従来と同様にそれぞれの医療助成制度で申請してください。

【改正内容】

	従来の内容	拡大となる内容
助成対象者	3歳誕生月の月末までの方	3歳誕生月の翌月から小学校就学前までの方
助成対象となる医療費	医科・歯科・入院・調剤等の保険診療にかかる一部負担金	平成18年6月1日以降に受診した歯科の保険診療にかかる一部負担金
助成方法	【県内受診分】 1医療機関1カ月あたり300円を医療機関窓口で自己負担。 【県外受診分】 いったん医療機関で一部負担金（2割・3割）を支払い、市の窓口で助成申請書を提出。後日申請された一部負担金全額を口座振込で助成。	【県内外問わず】 いったん歯科医療機関で一部負担金（3割）を支払い、市の窓口で助成申請書を提出。後日1医療機関1カ月あたり300円を控除した額を口座振込で助成。

3歳以上の歯科申請手順は次のとおりです



★佐賀市乳幼児医療費助成制度について

助成対象者

佐賀市内に住所を有し、かつ健康保険に加入している3歳未満の方。（満3歳の誕生日の属する月の末日までが対象。ただし、3歳誕生月の翌月から小学校就学前まで歯科保険診療のみ助成対象。）

助成対象となるもの

- ・3歳誕生月の月末まで
- ・保険診療による一部負担金
- ・入院時の食事療養費の標準負担額
- ・養育医療、育成医療の自己負担金
- ・訪問看護療養費の自己負担金

【3歳誕生月の翌月から小学校就学前まで】

- ・歯科保険診療による一部負担金
- 健康診断、予防接種、差額ベッド代、容器代、特定療養費（200床以上の病院を紹介状なしで受診された時に支払う初診料）など、保険外や自費分については、助成対象となりません。

受給資格の申請について

【3歳誕生月の月末までの方】
受給資格の申請が必要です。次のものをお持ちの上、本庁こども課または各支所保健福祉課までおいでください。

印鑑

健康保険証お子さんの名前が記載されているもの
保護者名義の預金通帳（郵便局以外のもの）

【3歳誕生月の翌月から小学校就学前までの方】
事前に受給資格の申請をする必要はありません。歯科を受診されて市の窓口で助成申請をされる際に、次のものをお持ちください。

健康保険証お子さんの名前が記載されているもの
保護者名義の預金通帳（郵便局以外のもの）
医療機関等から診療総点数等の記載証明をもらった助成申請書
市及び市内歯科医療機関に置いてあります（または診療総点数診療月金額、医療機関の領収印が明記された領収書）

助成方法

3歳誕生月の月末までのお子様で県内の医療機関、福岡市立こども病院、久留米大学病院、聖マリア病院、佐世保市立総合病院で受診された場合

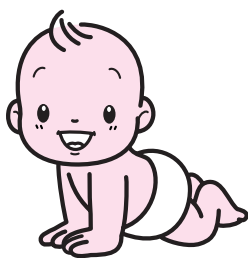
- ・手続き⇩お子様の健康保険証、受給資格証を病院の窓口で提示してください。
- ・助成内容⇩1医療機関1カ月の自己負担が300円で済みます。（ただし、この自己負担金は、医療機関ごと、総合病院は診療科ごと、入院・入院外ごと、保険ごとの負担となります。）（また、調剤薬局では自己負担はありません。）

3歳誕生月の月末までのお子様で県外の医療機関（前記の4つを除く）で受診した場合やコルセット等の補装具代を支払った場合

- ・いったん医療機関等の窓口で一部負担金をお支払いいただき、後日市の窓口で医療費助成申請書を提出していただきます。なお、申請の手続きは、一部負担金を負担された日から必ず1年以内にお願います。（手続きに必要なものについては、事前に電話でご確認ください。）
- ・助成対象となる一部負担金を登録された口座へ振り込みます。

3歳誕生月翌月から小学校就学前のお子様で歯科保険診療を受診された場合

- ・いったん医療機関等の窓口で一部負担金をお支払いいただき、後日市の窓口で医療費助成申請書を提出していただきます。なお、申請の手続きは、一部負担金を負担された日から必ず1年以内にお願います。（手続きに必要なものについては、事前に電話でご確認ください。）
- ・助成対象となる一部負担金から300円控除した金額を登録された口座へ振り込みます。



問い合わせ

本庁 こども課 母子福祉係

☎40・7252

または、各支所保健福祉課、三瀬支所は保健センターまで

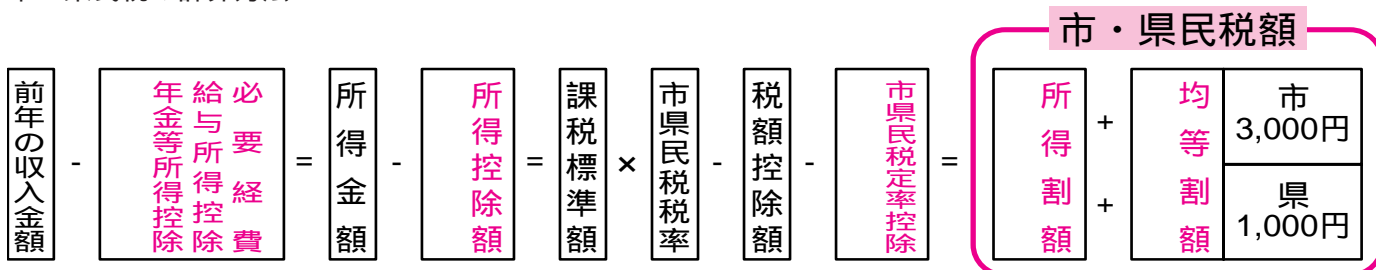
平成18年度 (17年分) 個人の市・県民税は？

《正しく理解して、適切な納税を!》

個人の市・県民税は、市や県が皆さんの日常生活に直接結びついた利便やサービスを提供するために、必要な経費を皆さんに広く分担しあっていただくという性格をもっています。正しい申告・適正な納税に努めましょう。

平成18年度（平成17年分）個人の市・県民税の税額の計算方法は下図のとおりです。
 なお、図中の番号は、それぞれ今年度の改正点の箇所です。
 詳しくは、前回の市報（5月15日号）をご覧ください。

市・県民税の計算方法



改正点の概要

① 今年度の税制改正により、収入が変わらなくても税額が上がる方が多くなります。
 ② 公的年金等控除額の変更により、年齢65歳以上（昭和16年1月1日以前生まれ）の方について公的年金の所得金額の計算は左表のとおり、変更されました。

公的年金等の収入金額	所得金額
0円～330万円未満	収入金額 - 120万円
330万円以上～410万円未満	収入金額 × 75% - 37.5万円
410万円以上～770万円未満	収入金額 × 85% - 78.5万円
770万円以上～	収入金額 × 95% - 155.5万円

③ 定率減税の縮小
 平成11年度から景気対策として実施されている定率減税が、平成18年度は2分の1に縮減されました。

④ 高齢者の非課税措置の段階的廃止
 平成17年1月1日現在において、65歳以上（昭和15年1月2日以前生まれ）で前年の合計所得金額が125万円以下の方は、これまで市・県民税（均等割と所得割）が非課税とされていたが、平成18年度から廃止されました。（下表のとおり経過措置があります。）

課税年度	所得割	均等割
平成18年度	3分の1課税	1,300円
平成19年度	3分の2課税	2,600円
平成20年度	全額課税	4,000円

⑤ 配偶者に対する均等割の全額課税
 均等割を納税する夫または妻（と佐賀市内で生計を一緒にする妻または夫）については、平成18年度から、均等割が4,000円課税されます。

⑥ 均等割及び所得割の非課税基準の変更
 均等割及び所得割の非課税基準が左表のとおりに変更されました。

扶養人数	均等割・所得割の非課税基準	
	均等割（合計）所得金額	所得割（総）所得金額
0人	31.5万円以下	35万円以下
1人	81.9万円以下	102万円以下
2人	113.4万円以下	137万円以下
3人	144.9万円以下	172万円以下
4人	176.4万円以下	207万円以下
：	：	：

平成18年度の税制改正の詳しい内容については、前回の市報または、ホームページをご覧ください。

問い合わせ
 本庁 市民税課
 個人住民税担当
 ☎ 40・7062

市税 Q&A

年金暮らしの高齢者の市・県民税は？

Q 私、現在68歳で、収入は公的年金のみです。昨年、市・県民税は課税されていませんでしたが、今年も高齢者に関する税制改正があったと聞いています。年金収入は、昨年とあまり変わりませんが、今年はどうなりますか？

A 今年の税制改正では、前述「改正点の概要」の、一部の改正がありました。65歳以上で収入が公的年金のみの方でも一定の収入があれば市・県民税がかかります。（右下表参照）

65歳以上の方の公的年金収入額	市・県民税	
	均等割	所得割
0円～151.5万円未満	かからない	かからない
151.5万円以上～155万円未満	かかる ^(注)	かからない
155万円以上		かかる ^(注)

（注）ただし、扶養する親族の人数に応じて変わります。

年の途中で引っ越して来た場合の市・県民税は？

Q 私は平成18年4月1日にA市から佐賀市に引っ越して来ました。6月にA市から平成18年度分の納税通知書が送られてきましたが、佐賀市に納めるのではないのでしょうか？

A 市・県民税は、その年の1月1日現在に住んでいた市町村が課税することになります。あなたの場合、平成18年1月1日にはA市に住んでおられましたので、平成18年度の市・県民税は、A市に納めていただくことになります。

退職した翌年も納税通知書がきましたか？

Q 私は、平成17年10月に会社を退職し、平成17年12月に納税通知書により市・県民税を納めました。その後は仕事をしていませんでしたが、平成18年6月にも納税通知書が送られてきました。どうしてでしょうか？

A 市・県民税は、前年中の所得にもとづき課税されます。市・県民税の徴収方法が、給与差引き（特別徴収）の場合は、通常6月から翌年5月までの12回で給与差引きされます。平成17年12月に納めていただいた市・県民税は、平成16年中の所得にもとづき課税された平成17年度分の市・県民税のうち、退職により給与から差引きできなくなった残額です。

また、平成18年6月に送られてきた納税通知書は、平成17年中の所得（平成17年1月から平成17年12月までの所得）にもとづき課税された平成18年度分の市・県民税です。

用語解説

所得金額
 所得の種類に応じて、その収入金額から必要経費（給与所得者の場合は給与と所得控除額、公的年金受給者の場合は公的年金等控除額）を差し引いた金額です。

所得控除額
 配偶者や扶養をしている親族がある人など個人的な事情を考慮するため、所得金額から差し引く金額です。

課税標準額
 所得金額から所得控除額を差し引いたもので、個人市・県民税の所得割を計算するうえで、基準となる金額です。

税率
 税率は課税標準額に応じて変わります。（納税通知書に記載しています）

税額控除
 配当所得などがある人が受けられる控除です。

均等割
 市民の皆さんに均等に負担していただくもので、税額は4,000円です。

所得割
 所得割は前年1年間の所得に応じて、一般に前ページのような方法で計算される税額です。

軽自動車税・自動車税の納税はお済みでしょうか？

● 軽自動車税、自動車税の納期は5月31日です。まだ納められていない方は、最寄りの金融機関または市役所（軽自動車税）、県税事務所（自動車税）で早めに納めてください。

● 納期限を過ぎますと法令に基づき延滞金などが加算されます。
 ● 新規登録・名義変更・住所変更・抹消の手続きは必ず行ってください。

● 軽自動車税の口座振替については、車検が必要な車両のみ、口座振替済通知書に車検用納税証明書を添付して送付します。

問い合わせ
 軽自動車税の納付及び口座振替については
 佐賀市役所 納税課
 ☎ 40・7075

軽自動車税については
 佐賀市役所 市民税課
 軽自動車税担当
 ☎ 40・7064

自動車税については
 佐賀県税事務所
 ☎ 30・3161

別表1. 保険税の算定方法

	医療分	介護分 (40歳以上65歳未満の方についてのみ計算します。)
①所得割額	(平成17年中の総所得金額-33万円)×10.4% ※平成17年中に所得のある被保険者ごとに算出して、世帯で合計します。 ※擬制世帯主の分は除きます。	(平成17年中の総所得金額-33万円)×2.1% ※平成17年中に所得のある被保険者ごとに算出して、世帯で合計します。 ※擬制世帯主の分は除きます。
②均等割額	被保険者1人当たり 24,000円	被保険者1人当たり 8,000円
③平等割額	1世帯当たり 38,500円	1世帯当たり 4,600円
限度額	530,000円	80,000円

◎1年間(年度)の保険税額は①②③の合計額です。
◎年度途中で世帯の被保険者に異動(加入や脱退等)があった場合は、その人の分についての税額を月割りで計算し直します。
・年度途中の加入の場合は、加入された月からの分が加算されます。
・年度途中の脱退(転出や職場の健康保険へ加入した場合等)の場合は、脱退された月の前月分までの課税となります。
※総所得金額は、平成17年中(1月~12月)の分です。

◇保険税の算定例1

Aさん(43歳) 事業所得300万円、Bさん(37歳) Aさんの妻でAさんの扶養、Cさん(学生)

計算式 《医療分》 所得割額 Aさん分 (300万円-33万円)×10.4%=277,680円
均等割額 24,000円×3人=72,000円 平等割額 一世帯 38,500円
《介護分》 Aさん(43歳)のみが対象

所得割額 (300万円-33万円)×2.1%=56,070円
均等割額 8,000円×1人=8,000円 平等割額 一世帯 4,600円

よって、この世帯の一年間の保険税は、医療分①②③+介護分①②③=456,700円(医療分、介護分それぞれを100円未満切り捨てて合計)となり、納期と税額は下記のとおりとなります。

納期と税額(年税額を10等分しますが、千円未満の端数が生じた場合、その端数は1期に付きます)

1期	2期	3期	4期	5期
51,700円	45,000円	45,000円	45,000円	45,000円
6期	7期	8期	9期	10期
45,000円	45,000円	45,000円	45,000円	45,000円

◇保険税の算定例2

Aさん(65歳) 年金所得30万円

計算式 《医療分》 所得割額 Aさん分 (30万円-33万円)×10.4%=0円
均等割額 24,000円×1人=24,000円 平等割額 一世帯 38,500円
《介護分》 なし

よって、この世帯の一年間の保険税は、医療分①②③=62,500円

ただし、この世帯は減額対象所得が33万円を超えないため7割軽減に該当します。

そこで、税額は62,500円×0.3=18,700円(100円未満切り捨て)となります。

納期と税額(年税額を10等分しますが、千円未満の端数が生じた場合、その端数は1期に付きます)

1期	2期	3期	4期	5期
9,700円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
6期	7期	8期	9期	10期
1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円

保険税の軽減

平成18年度の保険税は平成17年中の所得をもとに計算しますが、負担能力にに応じて税額を軽減する減額の制度があります。

減額対象所得(世帯主、擬制世帯主を含む)およびその世帯の被保険者全員の総所得金額を合計した額(一定基準以下の場合、保険税のうち均等割額一人あたりの税額)と平等割額(一世帯当たりの税額)を減額します。

「7割軽減」平成17年中の減額対象所得が33万円以下の世帯。

「5割軽減」平成17年中の減額対象所得が、世帯主を除いた被保険者数×24万5千円+33万円以下の世帯。

「2割軽減」平成17年中の減額対象所得が、被保険者数×35万円+33万円以下の世帯。

ただし、2割軽減だけは申請が必要で、該当世帯には往復ハガキを郵送しますので必ず期限内に申請してください。

なお、世帯の中に未申告の方がおられる場合は軽減に該当しませんので、所得がない方も必ず申告をしてください。

平成18年度の

国民健康保険税の納付が始まります

◎問い合わせ

本庁 保険年金課 国保税一係 ☎40・7272

諸富支所 保健福祉課 ☎47・4892
大和支所 保健福祉課 ☎51・2425
富士支所 保健福祉課 ☎58・2114
三瀬支所 保健福祉課 ☎56・2111

国民健康保険税について

6月から平成18年度の国民健康保険税の納付が始まります。

保険税は、世帯単位でかかります。6月中旬に、平成18年度の納税通知書を納税義務者である世帯主(擬制世帯主を含む)宛に送付します。納期内の納付をお願いします。

国民健康保険の医療費は、皆様が進める保険税からの負担金など、病気がけがで病院にかかったとき窓口で支払う一部負担金でまかなわれています。

医療費が増えると保険税も増えることとなります。国民健康保険運営の健全化を図るためにも医療費の適正化に努めましょう。

擬制世帯主とは、国民健康保険被保険者の属する世帯において、その世帯主が国民健康保険の被保険者でない場合の世帯主のことです。納税義務や届出義務は擬制世帯主が負うこととなります。

旧町村の保険税の税率が変わります

平成17年度の合併にあたり、平成17年度の国保税については、旧市町村ごとに税率と税

額に違いがありました。平成18年度からは、別表1のとおり統一します。

納付方法など

《納付方法》

主な納付方法としては、口座振替と、金融機関にて納付書で納めていただく方法があります。納付書での納付の場合、6月中旬に10期分の納付書をまとめて送付します。なお、途中で税額が変更になった場合は、新しい納付書を送付しますので、納め間違いのないようお願いします。

《納付期限》

国民健康保険税の納期は年10回(6月、翌年3月)で、納期限は通常各月の月末です。月末(7期については12月26日)が閉庁日の場合は、翌月最初の業務日が納期限となります。

《各期別納税額の出し方》

最初に1年分の税額を算定し、その額を10等分して千円未満の端数が生じた場合は、その端数を第1期に加算しますので、第1期だけが高くなる場合があります。

国民健康保険税の納付は便利な口座振替で!

国民健康保険税の納付は口座振替が大変便利です。口座振替にされると納期限ごとに自動的に口座から保険税が振り替えられ、納め忘れがありません。

《口座振替の申し込み・変更》

お申し込みは簡単です。預(貯)金通帳、通帳のお届け印、納税通知書または国民健康保険証、右の〆を持って、指定金融機関または市役所本庁および各支所国民健康保険の窓口でお申し込みください。なお、前年度から引き続き口座振替を継続される方は手続きの必要はありません。

【指定金融機関】

- 佐賀銀行
- 佐賀共栄銀行
- 佐賀信用金庫
- 佐賀東信用組合
- 福岡銀行
- 西日本シティ銀行
- 長崎銀行
- 親和銀行
- みずほ銀行
- 中央三井信託銀行
- 三井住友銀行

保険税の算定方法

国民健康保険税は、次の別表1のとおり、医療分と介護分に分けて計算します。

ただし、介護分については、40歳以上65歳未満の方で、介護保険第2号被保険者の方のみにかかり、医療分と合わせて納めていただくことになっています。

所得割額は、加入されるすべての方の平成17年中の所得について各人ごとに算出します。

均等割額は、加入される人数で計算します。

年度途中で所得に変更があった場合や、加入・脱退などで世帯に変更があった場合などは、その都度保険税額も変更になります。